

子ども・若者への近江牛食育推進事業 学び・体験の提供支援補助金

追加公募案内

※ 当該補助金の執行にあたっては、「子ども・若者への近江牛食育推進事業 学び・体験の提供支援補助金交付要綱（令和8年(2026年)5月1日付け滋畜第370号）」のほか、当該公募案内によることとします。

問合せ・提出先 滋賀県 農政水産部 畜産課
近江牛流通対策室 TEL 077-528-3861

受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日は除く。)

1. 目的

この補助金は、滋賀県内に事業所を置いて活動する近江牛生産者、流通・販売事業者、生産・流通関係団体が子どもや若者を対象に実施する近江牛をテーマとする学習の機会の提供に要する経費に対して、滋賀県が予算の範囲内で経費の一部を補助することによって、子どもや若者が学び・体験する場の充実化を図り、近江牛や滋賀への愛着心を育てる機会と、「自ら学び、探求し、発信する力」や社会性等の育みの機会を創出することを目的としています。

2. 事業実施主体および対象事業

事業実施主体および対象事業は以下のとおりです。

補助金の申請は、1事業実施主体あたり1回までとします。

事業実施主体	対象事業
滋賀県内に事業所を置いて活動する近江牛生産者、流通・販売事業者、生産・流通関係団体	子どもや若者を対象に実施する近江牛をテーマとする学習の機会の提供

3. 補助対象経費、補助率等

補助対象経費、補助率等は以下のとおりです。

採択件数については2件程度採択予定ですが、審査結果を踏まえて変動する可能性があります。

また、補助金交付額は、審査結果により下記上限額や事業計画書記載額を下回ることがあります。

補助内容、補助の対象となる経費	補助率
近江牛をテーマとする学習の機会の提供に要する次の経費 ・消耗品費(学習および学習と併せて行う試食提供に用いる近江牛等購入費を含む)、役務費、機械・器具等借上料、会場使用料、教材・広報資材作成費、印刷製本費、通信運搬費、謝金、旅費、振込・送金手数料 ・上記の他、知事が特に必要と認める経費	知事の定める額 (1事業実施主体当たり上限500千円)

【補足説明】旅費について

- ① 滋賀県内の旅費のみ補助対象とします。宿泊費、滋賀県外旅費、日当は補助対象としません。
- ② 旅費の計上は、事業実施主体の旅費規程等により算出された経費とします。旅費規程等がない場合は、滋賀県の旅費支給条例、旅費支給条例施行規則により算出された経費とします。
- ③ 実績報告の際は、領収書の写し等を提出するとともに、用務先、用務内容を付記してください。鉄道の切符等については、領収書をとり、乗車日、区間と金額が分かるものを提出してください。
- ④ 旅費については、最短の経路による妥当な運賃とし、基本的な交通費(特急の場合は普通車指定席)を対象とします。グリーン料金は対象になりません。なお、やむを得ない都合によりグリーン料金等を使った場合は、実績報告時に基本的な交通費が分かる資料を添付してください。なお、その場合の差額は自己負担となります。
- ⑤ 滋賀県の旅費支給条例、旅費支給条例施行規則により算出する場合、下記を上限額とした実費額を補助対象経費として計上することとします。
 - ア 鉄道費、バス代等
最寄り駅から目的地まで最も経済的な通常の経路および方法により移動した場合の鉄道費、バス代等の実費額
 - イ ガソリン代
旅費支給条例第17条に基づく額(旅行内容、経路および走行距離の分かるものを添付してください。)
 - ウ 通行料金・駐車場代
実費額(領収証・利用明細等利用内容の分かるものを添付してください。)

4. 参加条件および留意事項

- ・ 学習の機会の提供は、30歳までの者を対象として、滋賀県内で行うものに限りま
- ・ 学習に参加した子どもや若者の人数を把握してください。
- ・ 学習に参加した子どもや若者に対して参加した感想等のアンケート調査を行ってくだ
- ・ アンケート設問は採択または交付決定の際に示します。
- ・ 取組の対象とする近江牛は、滋賀県内で最も長く飼育され、かつ滋賀県が最終飼養地である黒毛和種の牛肉とします(生体については見込み含む)。
また、試食やメニュー開発に使用する場合、上記に該当する近江牛の枝肉から取ることができる部位の肉とします。
- ・ メニュー開発や学習に合わせて試食提供を行う場合は、事業実施主体において食品衛生関係法令等に基づく手続を確認し、手続が必要となる場合は事業実施主体においてこれを行って
- ・ ください。また、手続の要否に関わらず、食中毒防止のために必要な措置を講じてください。
- ・ 以下の経費、取組内容は補助対象としません。
 - ・ 交付決定前または実績報告後に支出したもの
 - ・ 備品購入費、修繕費(パソコンおよびプリンタ等周辺機器、タブレット端末、スマートフォン、カメラ等、その他の目的に転用可能と判断される物品の購入、修繕)
 - ・ 宿泊費、滋賀県外旅費、日当、飲食費(ただし、近江牛の試食提供、会議の湯茶提供は除く。)
 - ・ 事業実施主体および構成員の人件費
 - ・ 補助対象事業実施中に発生した事故・災害の処理費
 - ・ 補助対象事業実施に関係ないもの、補助対象事業実施とそれ以外に分けられないものへの支出
 - ・ 近江牛を食べるまたは食べさせるだけの取組内容
 - ・ 単なる委託事業である取組内容
 - ・ その他、県がふさわしくないと判断した経費および取組内容

5. 事業実施期間および実績報告期限

(1) 事業実施期間

交付決定日から令和9年2月26日までとします。

(2) 実績報告期限

事業終了後30日以内に実績報告書(様式第3号および様式第3号-1)および添付書類を提出しなければなりません。

6. 申請手続

以下の書類を提出いただき、審査を踏まえて採否等を決定します。

(1) 受付期間 令和8年7月31日(金)正午 まで

(2) 提出書類

- ア 応募申請書(別記様式)
- イ 実施計画および収支予算書(別記様式第1号-1)
- ウ 誓約書(別記様式第1号-2)
- エ 役員名簿(別記様式第1号-3) ※法人・団体の場合のみ提出
- オ 定款・規約等の写し ※法人・団体の場合のみ提出
- カ その他事業内容を説明する資料等

(3) 申請方法

(2)の提出書類を(1)の受付期限までに以下あてメールにて提出してください。

滋賀県農政水産部 畜産課 近江牛流通対策室

7. 採択審査

(1) 審査方法

- ・ 提出された申請書は、畜産課に設置する非公開の審査会において審査し、採否等を決定します。
- ・ 審査は、原則書面審査としますが、必要に応じて追加資料の提出を求めたり、ヒアリング等を行ったりすることがあります。
- ・ 審査会においては、下表の審査項目について審査し、合計点数が高いものから順に、予算の範囲内で採択します。
- ・ 申請状況や審査結果を踏まえて、各補助金の採択件数内訳を調整することがあります。
- ・ いずれかの審査項目に0点がある場合、または点数合計が60点未満の場合は採択しません。
- ・ 審査経過や審査内容に関する問い合わせには応じかねます。

審査項目	配点
①食育効果 ・近江牛の生産・流通・販売業や近江牛の魅力について、子どもや若者への理解醸成が深まる内容であるか。	30
②事業効果を上げるための工夫 ・学習の内容や方法について、子どもや若者の属性(年齢等)を考慮した工夫がされているか。 ・より多くの子どもや若者に学習の機会を提供できる内容であるか。	40
③事業遂行力 ・全体的に無理のない体制、スケジュールとなっているか。	10
④近江牛の生産・流通・販売やブランド振興への貢献度	20

(2) 審査結果の通知

審査結果について、農政水産部畜産課から申請者あて審査結果と予算の配分額について内示の通知をします。

8. 補助金の交付申請および交付決定

滋賀県農政水産部畜産課から申請者あて審査結果と予算の配分額について内示の通知後に以下の書類を提出してください。

(1) 交付申請書等提出

- ア 補助金交付申請書(別記様式第1号)
- イ 実施計画および収支予算書(別記様式第1号-1)
- ウ 誓約書(別記様式第1号-2)
- エ 役員名簿(別記様式第1号-3) ※法人・団体の場合のみ提出
- オ 定款・規約等の写し ※法人・団体の場合のみ提出
- カ その他事業内容を説明する資料等

(2) 交付決定

交付申請受付後30日以内に交付決定の通知を行います。

(3) 補助金の交付について

補助金の交付は、補助対象事業が完了した後の精算払いを原則とします。特別の事情がある場合は、補助対象事業完了前の概算払いを認める場合がありますので、所定の様式により概算払い請求を行ってください。

9. 実績報告書の提出について

- (1) 補助対象事業の終了後、30日以内に実績報告書を提出してください。
 - ア 補助金実績報告書(別記様式第3号)
 - イ 事業実績および収支精算書(別記様式第3号-1)
 - ウ 事業費支払明細書(参考様式参照、同様の内容が含まれれば様式は自由)
 - エ 領収書等写し
 - オ 補助対象事業として作成した資料・印刷物等、取組内容の様子が分かる写真等
 - カ 学習に参加した子ども・若者に行ったアンケートの回答
 - キ その他事業実績を説明する資料等
- (2) 補助金交付決定書を受け取った後に、事業内容や団体の住所、連絡先・代表者名に変更があった場合には、必ず事前(実績報告書の提出前)に報告してください。
- (3) 補助金は、実績報告書に基づき補助対象経費を精算の上、交付します(概算払いの場合も実績報告書に基づく精算が必要です。)ので、以下を参考に事業期間中の領収書等、書類の整理をお願いします。領収書等による確認が取れない場合、補助金の一部または全部を取り消すことがありますので、ご注意ください。

補助金の交付は、補助対象事業が完了した後の精算払いを原則とします。特別の事情がある場合は、補助対象事業完了前の概算払いを認める場合がありますので、所定の様式により概算払い請求を行ってください。

また、電話代等は、事業実施のために使用した分を証明する書類(通話明細等)が必要となる場合があります。
- (4) 補助金交付申請時と実績報告時の事業費に大幅な変動(補助対象事業費の減)があった場合には、補助金の一部または全部の取消しを行うことになりますので、ご注意ください。
- (5) 以下の経費や取組内容は、補助対象外となりますのでご注意ください。
 - ・ 交付決定前または実績報告後に支出したもの
 - ・ 備品購入費、修繕費(パソコンおよびプリンタ等周辺機器、タブレット端末、スマートフォン、カメラ等、その他の目的に転用可能と判断される物品の購入、修繕)
 - ・ 宿泊費、滋賀県外旅費、日当、飲食費(ただし、近江牛の試食提供、会議の湯茶提供は除く。)
 - ・ 事業実施主体および構成員の人件費
 - ・ 補助対象事業実施中に発生した事故・災害の処理費
 - ・ 補助対象事業実施に関係ないもの、補助対象事業実施とそれ以外に分けられないものへの支出
 - ・ 近江牛を食べるまたは食べさせるだけの取組内容
 - ・ 単なる委託事業である取組内容
 - ・ その他、県がふさわしくないと判断した経費および取組内容

【領収書等の整理の仕方について】

- (1) 領収書の受取り方
 - ・ あて名は、事業実施主体の名と一致させてください。
 - ・ 日付が補助事業実施期間外のもの、補助対象外となりますのでご注意ください。
 - ・ 品目は、具体的に何を購入したのかが分かるように記載してください。
- (2) 領収書の整理の仕方
 - ・ 実績報告書には、領収書等の正本ではなく写し(コピー)を添付してください。
 - ・ 事業費支払明細書に記載した順に領収書を整理し、照合できるよう付番してください。
 - ・ 振込による支払いの場合は、振込通知書を領収書の代わりとしますが、品目等の内訳が分かるもの(請求書等)を必ず添付してください。

【その他】

- ・ 補助対象事業に係る領収書等は、事業終了後5年間保存してください。
- ・ その他不明の点等は、滋賀県農政水産部畜産課近江牛流通対策室(TEL:077-528-3861)までお問い合わせください。

(別記様式)

令和 年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

事業実施主体 住所:
氏名:
発行責任者・担当者 氏名:
※法人にあっては発行責任者および担当者の氏名
連絡先電話番号:
FAX番号:
E-mail:

子ども・若者への近江牛食育推進事業
学び・体験の提供支援補助金の応募について

子ども・若者への近江牛食育推進事業 学び・体験の提供支援補助金を実施したいので、次の書類を添えて応募します。

添付書類

- 1 実施計画および収支予算書(別記様式第1号-1)
- 2 誓約書(別記様式第1号-2)
- 3 その他事業内容を説明する資料等

(別記様式第1号)

子ども・若者への近江牛食育推進事業
学び・体験の提供支援補助金
交付申請書

番 号
令和 年 月 日

滋賀県知事

事業実施主体 住所：
氏名：
発行責任者・担当者 氏名：
※法人にあっては発行責任者および担当者の氏名
連絡先電話番号：
FAX番号：
E-mail：

下記のとおり標記補助金の交付を受けたいので、子ども・若者への近江牛食育推進事業 学び・体験の提供支援補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり、滋賀県補助金等交付規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消された場合であっても、何ら異議の申立てを行いません。

記

補助金交付申請額 金 円

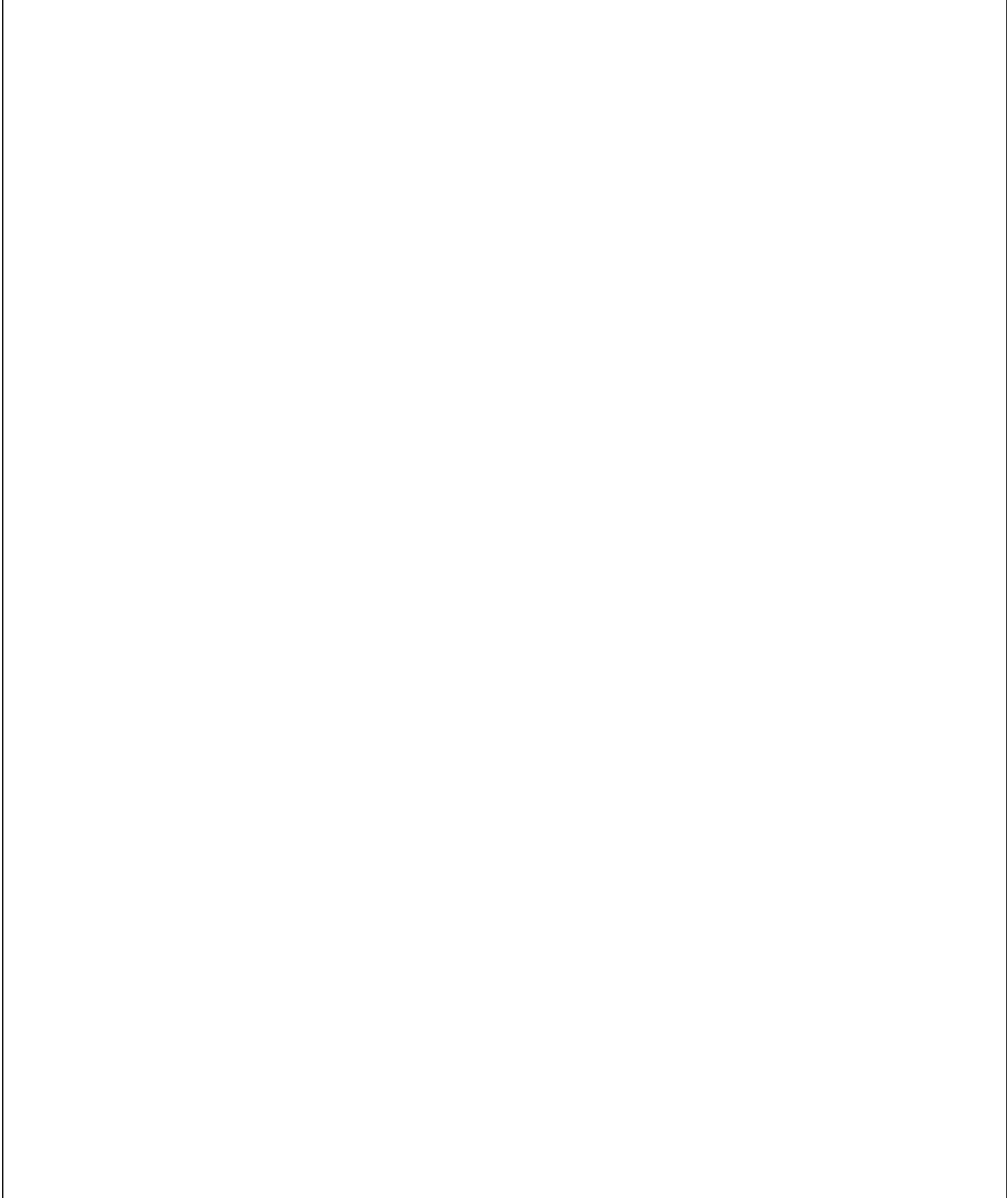
(関係書類)

- 1 事業計画書および収支予算書(別記様式第1号-1)
- 2 誓約書(別記様式第1号-2)
- 3 役員名簿(別記様式第1号-3) ※法人・団体の場合のみ提出
- 4 定款・規約等の写し ※法人・団体の場合のみ提出
- 5 その他事業内容を説明する資料等

(別記様式第1号-1)

子ども・若者への近江牛食育推進事業
学び・体験の提供支援補助金
実施計画および収支予算書

1 事業の目的と概要



2 事業計画

(1) 事業のスケジュール

実施時期	内容	備考

(2) 事業費

費目	補助対象経費(円)	経費の積算
消耗品費		
役務費		
文献・資料購入費		
機械・器具等借上料		
会場使用料		
教材作成費		
印刷製本費		
調査委託費		
通信運搬費		
謝金		
旅費		
振込・送金手数料		
上記の他、知事が特に必要と認める経費 内訳() ()		
計		

3 経費の配分

[単位:円]

区分	補助対象経費	負担区分			備考
		県補助金	実施主体	その他	
学び・体験の提供					
計					

4 事業の着手および完了予定年月日

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

5 収支予算

(1) 収入の部

[単位:円]

区分	本年度予算額	備考
県補助金		
事業主体負担金		
その他		
計		

(2) 支出の部

[単位:円]

区分	本年度予算額	備考
学び・体験の提供		
その他		
計		

(別記様式第1号-2)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、県が滋賀県警察本部等の関係機関に照会することについて承諾します。

記

- 1 申請日現在において、国税および地方税の滞納はありません。

- 2 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- 3 2の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和 年 月 日

滋賀県知事 あて

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

(別記様式第2号)

子ども・若者への近江牛食育推進事業
学び・体験の提供支援補助金
変更承認申請書

令和 年 月 日
番 号

滋賀県知事

補助事業実施主体 住所:

氏名:

発行責任者・担当者 氏名:

※法人にあつては発行責任者および担当者の氏名

連絡先電話番号:

FAX番号:

E-mail:

令和 年 月 日付け滋畜第 号で交付決定通知があつた上記補助事業について、
下記の理由により事業の内容および経費の配分を変更したいので、承認されたく、子ども・若者への近江牛食育推進事業 学び・体験の提供支援補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

(注) 変更の場合は、事業変更に係る実施計画および収支予算書(別記様式第1号-1)、
その他事業変更内容を説明する資料を添付すること

(別記様式第3号)

子ども・若者への近江牛食育推進事業
学び・体験の提供支援補助金
実績報告書

令和 年 月 日
番 号

滋賀県知事

補助事業実施主体 住所:

氏名:

発行責任者・担当者 氏名:

※法人にあつては発行責任者および担当者の氏名

連絡先電話番号:

FAX番号:

E-mail:

令和 年 月 日付け滋畜第 号をもって交付決定の通知があつた上記補助事業について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績について関係書類を添えて報告します。

また、子ども・若者への近江牛食育推進事業 学び・体験の提供支援補助金 円を交付されるよう請求します。

【振込口座】

銀行名・支店名:

口座種別 :

口座番号 :

(フリガナ)

口座名義 :

(添付書類)

- 1 実施実績および収支精算書(別記様式第3号-1)
- 2 事業費支払明細書(参考様式参照、同様の内容が含まれれば様式は自由)
- 3 領収書等写し
- 4 補助対象事業として作成した資料・印刷物等、取組内容の様子が分かる写真等
- 5 学習に参加した子ども・若者に行ったアンケートの回答
- 6 その他事業実績を説明する資料等

(別記様式第3号-1)

子ども・若者への近江牛食育推進事業
学び・体験の提供支援補助金
実施実績および収支精算書

1 実施事業内容

(1) 事業の概要

実施時期	内容	参加した 子ども・若者の人数	備考

(注) 学習会を行った場合は、開催日時ごとに、場所、内容、参加人数を記載すること

(2) 事業費

費目	補助対象経費(円)	経費の積算
消耗品費		
役務費		
文献・資料購入費		
機械・器具等借上料		
会場使用料		
教材作成費		
印刷製本費		
調査委託費		
通信運搬費		
謝金		
旅費		
振込・送金手数料		
上記の他、知事が特に必要と認める経費 内訳() ()		
計		

(3) 事業の成果(または効果)

--

・学習に参加した子ども・若者の人数合計：_____人

・アンケートの回答結果

回答した子ども・若者の人数：_____人

うち学習に参加して「よかった」と回答した人数：_____人

2 経費の配分

[単位:円]

区分	補助対象経費	負担区分			備考
		県補助金	実施主体	その他	
学び・体験の提供					
計					

3 事業の着手および完了年月日

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 収支精算

(1) 収入の部

[単位:円]

区分	本年度予算額	本年度精算額	備考
県補助金			
事業主体負担金			
その他			
計			

(2) 支出の部

[単位:円]

区分	本年度予算額	本年度精算額	備考
学び・体験の提供			
その他			
計			

(別記様式第4号)

子ども・若者への近江牛食育推進事業
学び・体験の提供支援補助金
概算払請求書

令和 年 月 日
番 号

滋賀県知事

補助事業実施主体 住所:
氏名:
発行責任者・担当者 氏名:
※法人にあっては発行責任者および担当者の氏名
連絡先電話番号:
FAX番号:
E-mail:

令和 年 月 日付け滋畜第 号で交付決定通知のあった子ども・若者への近江牛食育推進事業 学び・体験の提供支援補助金 円を概算払により交付されるよう、子ども・若者への近江牛食育推進事業 学び・体験の提供支援補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

記

1 概算払を必要とする理由

2 請求額等

区 分	交付決定 補助金額	既受領額		今回請求額		残高		完了(予定) 年 月 日
		金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高	
学び・体験 の提供								
計								

(別記様式第5号)

消費税等仕入れ控除税額報告書

令和 年 月 日
番 号

滋賀県知事

補助事業実施主体 住所:
氏名:
発行責任者・担当者 氏名:
※法人にあつては発行責任者および担当者の氏名
連絡先電話番号:
FAX番号:
E-mail:

令和 年 月 日付け滋畜第 号をもって交付決定の通知があつた上記補助事業について、子ども・若者への近江牛食育推進事業 学び・体験の提供支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 令和 年 月 日付け滋畜第 号による補助金の額の確定通知額	金	円
2 実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額	金	円
3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円